

説明書

業務名	令和7年度県政広報テレビCM制作業務
履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
契約上限額	2,640千円（消費税及び地方消費税を含む）
説明会	令和7年2月20日（木）10時
仕様書等に対する質問書提出期限	令和7年2月25日（火）17時
参加資格確認申請書提出期限	令和7年2月28日（金）17時
提案書提出期限	令和7年3月12日（水）17時
審査会	令和7年3月17日（月）予定
最優秀提案者の決定（予定）	令和7年3月19日（水）

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号） 1部
- イ 誓約書（様式第3号） 1部
- ウ 会社概要（パンフレット等で可） 1部
- エ 実績書（様式第4号） 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メール（宛先：kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp）又はファックスにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 提案書（送付）（様式第5号）・・・6部
- イ 提案書（任意様式）・・・6部
- ウ 見本品
 - ・絵コンテ・・・6部
 - ・15秒CM動画（DVD およびMP4データで提出）・・・1部
- エ 実施スケジュール案・・・6部
- オ 業務実施体制表・・・6部
- ウ 見積書・・・6部

(2) 提案書の内容

企画提案するCMのコンセプト、制作手法、起用キャラクター・タレントなどについてまとめたもの

(3) 提案書の作成にあたっての注意事項

ア A4縦長、長辺綴じ（ホチキス留め）

(4) 見本品の作成にあたっての注意事項

ア 「歩こう。佐賀県」をテーマに15秒CM動画を制作すること。

（訴求ポイント）

佐賀県では、県民や佐賀を訪れる方が積極的に地域やまちなかを歩いてもらうことにより、将来にわたって交流が盛んで魅力のある地域となるよう「歩くライフスタイル推進プロジェクト」を推進している。

県民の皆さんに「歩くライフスタイル」について関心を持たせ、日常的に歩くことを生活に取り入れるなどの行動変容を促すようなものとなっているか

（参考）歩こう。佐賀県ホームページ (<https://aruko.saga.jp/>)

イ 企業等CMと差別化でき、かつ県の広報であることがわかるものとする。

※ 年間で制作する全12作品の中に、見本品で提示した作品とテイストが異なるものを含む場合は、そのねらいや、県政広報CMとして年間を通じた整合性をどのようにとるのかについても説明すること。

ウ 訴求ポイントを的確、適切に表現すること。

エ 視聴者の関心を引くことができるものであること。

オ 県の広報に相応しい品位を有していること。

カ 映像作品として洗練されており、優れた品質を有していること。

キ ユニバーサルデザインに配慮されていること。

ク 字幕、手話は必ず入れること。

ケ 佐賀県のシンボルマークを用いること。

（注）リポーターの起用やキャラクターの設定については有無を含め自由。

※ 出演者等が著作権者人格権及び肖像権を行使しないことが条件。

※ 委託業務を通じて新たに作成したキャラクター等の著作権は県に帰属する。また、制作委託契約が終了した後も継続して使用する場合がある。

(5) 業務実施体制表の作成にあたっての注意事項

ア テレビCMを制作するにあたり、制作体制表を明示すること。また、緊急の撮影などにも迅速に対応できる人員を配置すること。

イ 制作競争で提示する制作体制は、契約締結後も同じ体制で制作できることを条件とし、県の承諾なく制作スタッフの変更はできないこととする。

(6) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(7) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(8) 提出は持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(9) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
※当日は、審査会上にスクリーンを用意し、事前に提出された見本品を上映できるようにする。
- (2) ヒアリング時間は1者あたり20分（説明15分（見本品の視聴含む）、質疑5分）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし（審査員の平均で60点）、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査員の協議の上、最優秀提案者を決定する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示
- (2) 説明書
- (3) 委託仕様書
- (4) 様式第1号～様式第5号
- (5) 評価基準
- (6) 契約書（案）

10 問い合わせ

担当課 佐賀県 政策部 広報広聴課 広報担当 池田

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話番号 0952-25-7219

ファックス番号 0952-25-7263

電子メールアドレス kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp